

別紙 1

土地売買契約書第2条第4項に係る土地の管理について、次の条項により管理を実施する。

1 管理箇所

乙は、甲の所有する以下の土地の管理を実施する。詳細箇所については、別紙2のとおりとする。

- (1) 糟屋郡新宮町上府北一丁目 1444 番 2
- (2) 糟屋郡新宮町上府北一丁目 1445 番 8 の一部

2 管理内容等

乙は、第1条に定める土地を次のとおり管理する。

- (1) 原則として年3回（春：1回、夏～秋：2回）程度の草刈りを実施する
舗装等による管理の場合は、甲と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 管理箇所の売却等による理由で、管理の必要がなくなった場合は、甲から乙へ通知
し、管理を終了とする

3 損害賠償

乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害
に相当する金額を損害賠償として甲に支払う。